

続きまして、請願の要旨に対する市の見解を御説明いたします。

はじめに、“1 登戸区画整理事業の大きな目的である防災性の向上から、防災科学研究所を代表とする各研究機関による「大規模地震火災時の延焼阻止効果」の分析結果、ならびに国土交通省都市局都市安全課による「街区単位での整備」の誘導を真摯に検討すべきである。”について でございますが…

はじめに、「大規模地震火災時の延焼阻止効果」の分析結果についてでございますが、これは、独立行政法人 防災科学研究所が、防災基礎講座として、関東大震災や阪神淡路大震災の事例を取りまとめたもので、道路等のオープンスペースや建築物の耐火性能などが、延焼を阻止した要因として、効果があったことを紹介した文献でございます。

土地区画整理事業は、道路、公園等を面的に整備することにより、地区内の公共空間が飛躍的に増加することになりますので、土地区画整理事業の施行により、延焼阻止効果は十分あるものと認識しております。

また、併せて、登戸駅、向ヶ丘遊園駅連携地区のB地区につきましては、現在、既に準防火地域が定められており、一定の防火性能

を有しておりますが、用途地域の変更に伴い、都市計画道路 登戸2号線の道路端より11mまでの範囲を“準防火地域”から“防火地域”へ変更することから、これまで以上に防災性の向上が図られるものでございます。

次に、「街区単位での面的整備」の誘導についてでございますが、これは、「防災都市づくり計画のモデル計画及び同解説」から引用されたものでございまして、「区画内の不燃化、耐震化の促進を図るため、区画単位での面的整備を誘導する。」と記載されているものでございます。

この「防災都市づくり計画のモデル計画及び同解説」は、市町村が、“防災都市づくり基本方針”や“具体的な施策”などを策定する際の手順書として、国が記載例や検討の留意点を解説したものでございます。

以上のことから、本地区につきましては、土地区画整理事業の施行による、災害に強いまちづくりを進めてまいります。

次に、“2 新しい街づくりである登戸区画整理事業では、川崎市用途地域指定基準 2 路線型用途地域の取扱いの適用を遵守し、

可能な限り道路をもって用途地域の指定区域境界とすべきである。”

について でございますが…

資料3左下にお示しする、「川崎市用途地域等指定基準」に「路線型用途地域の取扱基準」がございまして、その中に、「用途地域の指定区域は、原則として、道路、鉄道、河川等の明確な地形地物によるものとします。」としています。

その部分の運用につきましては、路線的に定める場合の指定区域境界は、明確な地形地物を起点として概ね25mの位置をもって境界としているところであり、「川崎市用途地域等指定基準」に適合しております。

次に、“3 登戸駅西側地区では、前項（1）及び（2）を完全に満たしている登戸駅東側地区との不整合が顕著であり、登戸区画整理事業全体の地権者と同一の減歩条件下で協力している登戸・向ヶ丘遊園駅連携地区の地権者に対して、誠意をもって調整すべきである。” について でございますが…

登戸駅東側地区につきましては、駅前の賑わいを広げることを目的としているため、街区単位で面的に商業地域を指定しております

が、登戸駅西側の都市計画道路 登戸2号線沿線は、都市機能を集積することにより、沿道のにぎわいを育むために、登戸2号線の整備と一体となった土地利用を目指していることから、路線的に商業地域に変更するものとしております。

このように、用途地域につきましては、それぞれの地区の特性を踏まえ、指定するものでございますので、不整合はございません。

なお、権利者に対しましては、このたびの用途地域を変更する目的や指定基準の解釈、及び、建築規制への影響などにつきまして、昨年7月頃から説明会やまちづくり検討会を複数回開催しており、それに加え、個別のお問合せにつきましても、丁寧に説明をしているところでございますが、今後につきましても、引き続き、誠意をもって対応してまいりたいと考えております。